

令和5年度を振り返って

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 会長 長山 洋

はじめに、今年1月1日に発生した石川県能登半島の大地震で犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、今なお避難所での生活を余儀なくされている方、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

本会としても、災害派遣福祉チームの活動や、緊急小口資金特例貸付業務への応援職員の派遣、災害ボランティアセンターの運営支援として、市町村社協の協力を得ながら職員派遣を行っています。東日本大震災により被災し、全国から多くの支援を受けた本県として、関係機関と連携し、できる限りの支援に取り組んでまいりたいと存じます。

さて、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が第5類感染症となり、県民生活も徐々に以前の状況を取り戻しつつありますが、一方で、3年余りにわたるコロナ禍の影響は、日常生活や社会経済活動等様々な分野に及んでおり、昨今の物価高騰等も相まって多くの方が生活に困窮する状況が続いています。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した生活困窮世帯に対し行った緊急小口資金等の特例貸付（10,354件、3,512,986千円）については、昨年1月から償還が開始されたところですが、市町村社協はじめ関係機関の皆様、困窮する借受世帯等の生活再建に向けて、一人ひとりに寄り添ったフォローアップ支援等にご尽力いただいています。改めて感謝申し上げます。

東日本大震災津波から13年が経過し、被災地では高齢化による要援護者の増加が顕著となっており、住民同士で支え合う福祉コミュニティづくりを推進することがより重要となっております。

岩手県社会福祉協議会は、市町村社協をはじめ、県や市町村、関係機関・団体の皆様と手を携え、本会の基本理念である「豊かな福祉社会の実現」に向けて、各種の事業に取り組んでまいりますので、皆様方の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

石川県能登半島地震に係る本会の対応（令和6年2月15日現在）

◆岩手県災害派遣福祉チームの職員派遣

石川県から県に要請があり、チーム員5名を1月20日から1月24日までの5日間、石川県内の避難所に避難している方々への支援のため派遣しました。



岩手県災害派遣福祉チーム員

◆生活福祉資金 緊急小口資金の特例貸付の職員派遣

被災し、当座の資金を必要とする世帯に対し、原則10万円以内（特に必要と認められる場合は20万円以内）の貸付けを行う特例措置が講じられたことを受け、全国社会福祉協議会から要請があり、本会職員1名を1月26日から1月30日までの5日間、石川県金沢市内の避難所、内灘町社協における貸付相談等の支援に派遣しました。

◆災害ボランティア支援職員派遣

被災地の一部の社協において災害ボランティアセンターが設置され、支援ニーズの把握やボランティア活動の受入調整等の取組が開始されています。

これを受け、全国社会福祉協議会から要請があり、2月18日から2月22日、3月1日から3月5日、3月13日から3月17日、3月25日から3月29日まで、本会職員及び県内市町村社協職員を石川県志賀町社協の災害ボランティアセンターの支援に派遣します。

※災害ボランティアに参加希望の方は、被災地の災害ボランティアセンターや全国社会福祉協議会がホームページやSNS等で発信する情報を確認の上、参加を検討ください。個人の方のボランティア募集状況や物資支援に関する電話でのお問い合わせは極力お控えください。



石川県内の避難所